

やなぎ通信

2020年1月号

相続・後見のプロフェッショナル
大阪無料相談所 阿倍野区あべのベルタ
監修：やなぎ総合法務事務所

外国人生活支援相談所
大阪ビザ申請サポート・外国人生活支援相談所
VISA SUPPORT IN OSAKA / 監修 行政書士法人やなぎK&Jグループ

発行：司法書士法人やなぎ総合法務事務所
行政書士法人やなぎK&Jグループ

やなぎグループから旬の法律ニュースをお届け

TOPIC

「相続財産の名義変更手続きの確認」



このたび、皆さまお馴染みのSNSツール“LINE”で、弊所の専用 LINE@ ページを開設致しました。ニュースレター・LINEを通じて、皆さまのお役に立てるような情報を随時発信してまいります。内容に関するお問い合わせやご質問がありましたら、是非お問い合わせください。

やなぎ総合法務事務所 代表 柳本 良太 から皆さまへご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は、ひとかたならぬ厚情をいただき、誠にありがとうございます。

本年も、社員一丸となり、サービス向上に尽力致しますので、何卒ご支援いただきます。ようお願い申し上げます。

皆様のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

司法書士法人やなぎ総合法務事務所
代表 司法書士 柳本良太



謹賀新年

年始特別企画

「相続・家族信託セミナー & 無料個別相談会 実施」のお知らせ



年始特別企画として、「相続・家族信託セミナー & 無料個別相談会」を開催致します。

【日時】 1月11日(土)・12日(日)

相続対策・家族信託セミナー 10:00~12:00 (受付開始/9:45~)

個別無料相談会 13:00~16:45

2日間限定開催 予約制

まだ若干の空きがございますので、参加希望の方はご連絡下さい。

名義変更の手続方法を確認する

相続の方法を決定したら、次はそれぞれの相続財産を被相続人から相続人（受け継ぐ人）に名義変更をする必要があります。次に代表的な名義変更のポイントをお伝えします。

① 不動産の名義変更

相続が起こった場合、被相続人名義の不動産を相続人名義に変える手続きをしないではいませんが、名義変更をしないで後にトラブルになることがよくあります。速やかに名義変更を行いましょ。手順は下記の通りです。

手 順	内 容
手続きの方法	物件所在地を管轄する法務局へ登記申請します。 上記のような名義変更手続きは当事務所にご相談下さい。
必要書類	※名義変更に必要な基本書類の他に、 不動産の固定資産税評価証明書・名義人となる方の住民票の写しが必要です。
費用	相続登記の費用として登録免許税が必要です。

② 預貯金の名義変更

一部相続人による不当な預金の引き出しを防止するため、金融機関は被相続人の死亡を確認次第、口座を凍結します。原則、預貯金の払い戻しには相続人全員の協力が必要です。

手順	内容
手続きの方法	名義変更に必要な基本書類（協議書または遺言書・法定相続人の印鑑証明書・被相続人の戸籍謄本・法定相続人の戸籍謄本）の他に、 ①金融機関所定の払い戻し請求書 ②被相続人の預金通帳と届出印 など

③ 株式の名義変更

上場株式は証券取引所を介して取引が行われているので、証券会社と相続する株式を発行した株式会社の両方で手続きをすることになります。

手順	内容
証券会社保有の場合	証券会社に手続きを依頼。手数料がかかります。
自己保有の場合	名義書換のための所定の用紙（信託銀行等）を取寄せて手続きします。費用はかかりません。

④ その他の財産

種類	内容
生命保険・損害保険	営業担当者又はお問い合わせ窓口へ連絡
自動車	陸運局（ディーラーでも代行可）
ゴルフ会員権	死亡とともに権利が消滅するゴルフ会員権もあるため、ゴルフ場に連絡し確認
電話加入権	契約されている電話会社に問い合わせ

※ 名義変更に必要な基本書類

- 遺言書ありの場合
- 遺言書
 - 被相続人の除籍謄本
 - 被相続人との関係が分かる戸籍謄本※受遺者が相続人の場合
 - 相続人全員の印鑑証明書
 - 住民票

- 遺言書なしの場合
- 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本・除籍謄本
 - 法定相続人の戸籍謄本
 - 法定相続人の住民票（本籍地記載）、又は戸籍の附票
 - 法定相続人の印鑑証明（銀行は、3ヶ月以内のもの。登記は期限無し）
 - 遺産分割協議書

今月のお客様の声 ご紹介

他にも、多数のお声をお寄せ頂き、誠に有難うございました。皆様のお声を励みに、スタッフ一同、日々精進してまいります！

天王寺区のF様

とても色々なアドバイスをしてもらい、本当に、
何度も相談にのってくださり、安心した。

次回TOPICテーマは
“確定申告と税金のお話”
です！お楽しみに……

やなぎ総合法務事務所の家族信託・相続サポート
TEL : 0120-021-462 FAX:06-6643-8201

〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目10番1号 あべのベルタ 3009号

受付時間 平日 9:00~20:00 土日祝祭日 10:00~18:00

WEB予約 24時間受付中

Email support@yanagi-law.com

